

議案第28号

葛飾区立公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成25年 2月19日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による都市公園法の改正に伴い、区立の都市公園の設置基準等を定めるほか、所要の改正をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区立公園条例の一部を改正する条例

葛飾区立公園条例（昭和33年葛飾区条例第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第1章 総則（第1条・第2条）」を

「第1章 総則（第1条・第2条）」を

第1章の2 公園の設置基準等（第2条の2—第2条の6）」に改める。

第1章の次に次の1章を加える。

第1章の2 公園の設置基準等

(公園の設置基準)

第2条の2 法第3条第1項の条例で定める基準は、次条及び第2条の4に定めるとおりとする。

(公園の敷地面積の標準)

第2条の3 区民1人当たりの公園の敷地面積の標準は、5平方メートル以上とする。

(公園の配置及び規模の基準)

第2条の4 葛飾区（以下「区」という。）が次に掲げる公園を設置する場合には、それぞれその特質に応じて区内の公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

(1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、街区内に居

住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準として定めること。

(2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準として定めること。

(3) 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準として定めること。

(4) 主として区民の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園、主として運動の用に供することを目的とする公園及び区の区域を超える広域の利用に供することを目的とする公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものは、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。

2 区が、主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする公園等前項各号に掲げる公園以外の公園を設置する場合には、それぞれその設置目的に応じて公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(公園施設の建築面積の基準)

第2条の5 法第4条第1項本文に規定する建築面積に係る条例で定める割合は、100分の2とする。

(公園施設の建築面積の基準の特例)

第2条の6 法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、次項から第5項までに定めるとおりとする。

2 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第5条第2項に規定する休養施設、同条第4項に規定する運動施設、同条第5項に規定する教養施設、同条第8項に規定する備蓄倉庫その他都市公園法施行規則（昭和31年建設省令第30号。以下「省令」という。）第1条の2で定める災害応急対策に必要な施設である建築物（次項に掲げる建築物を除

く。)を設ける場合においては、公園の敷地面積の100分の10を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができるものとする。

3 前項に規定する休養施設又は教養施設である建築物のうち次の各号のいずれかに該当する建築物を設ける場合においては、公園の敷地面積の100分の20（前項に規定する建築物に係る建築面積の敷地面積に対する割合を含む。）を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができるものとする。

(1) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定により国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物として指定され、又は登録有形文化財、登録有形民俗文化財若しくは登録記念物として登録された建築物その他これらに準じて歴史上又は学術上価値の高いものとして省令第1条の3で定める建築物

(2) 景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項の規定により景観重要建造物として指定された建築物

(3) 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）第12条第1項の規定により歴史的風致形成建造物として指定された建築物

4 屋根付広場、壁を有しない雨天用運動場その他の高い開放性を有する建築物として省令第2条で定めるものを設ける場合においては、公園の敷地面積の100分の10を限度として前条及び前2項の規定により認められる建築面積を超えることができるものとする。

5 仮設公園施設（3月を限度として公園施設として臨時に設けられる建築物をいい、前3項に規定する建築物を除く。）を設ける場合においては、公園の敷地面積の100分の2を限度として前条及び前3項の規定により認められる建築面積を超えることができるものとする。

第5条の2中「（昭和31年政令第290号）」を削り、同条の表に次のように加える。

新小岩公園	一般公共の用に供される自転車駐車場
-------	-------------------

第9条の表上千葉砂原公園の項の次に次のように加える。

北沼公園	北沼公園駐車場
------	---------

第11条第1項中「上千葉砂原公園駐車場」の次に「又は北沼公園駐車場」を、「、上千葉砂原公園」の次に「又は北沼公園」を加える。

第20条中「すみやか」を「速やか」に改める。

第22条の6第3項中「葛飾区」を「区」に改める。

別表第1に次のように加える。

四つ木つばさ公園	〃 四つ木一丁目22番3号
----------	---------------

別表第3金額の欄を次のように改める。

金額	
1,340円	
794円	
119円	
297円	
595円	
99円	
119円	
297円	
595円	
993円	
993円	
397円	
993円	
地下露出部分	601円
地下部分	297円
462円	
686円	
7,920円	
1,402円	
12,375円	
33円	
33円	

別表第4上千葉砂原公園駐車場の項中「上千葉砂原公園駐車場」の次に「及び北沼公園

駐車場」を加える。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、同年3月30日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第3の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に許可を受けた占有及び施行日前に許可を受けた占有で当該許可の期間が施行日以後にわたるものの施行日以後の期間に係る占有について適用する。